

## 申請に際してのQ & A

### 1 対象となる合宿、要件について

Q 1 補助の対象者はどのような団体か。

A 1 高等学校のほか、中等教育学校の後期課程が対象となります。

Q 2 補助対象となる合宿の実施期間はいつからいつまでか。

A 2 令和6年4月1日(月)から令和7年3月14日(金)の間に実施される合宿が対象です。

ただし、令和6年7月20日(土)～令和6年8月25日(日)の期間に行われる合宿は補助対象外となります。

Q 3 補助対象となる合宿とはどのようなものか。

A 3 部活動内の強化練習や紅白戦等、または他校との合同練習や練習試合等を行う場合に補助対象となります。

Q 4 他の自治体等が実施している同種の助成金等を利用する場合、本補助金の対象となるか。

A 4 市町村など、他の団体による助成金等を利用する場合は、宿泊費分のみが対象となります。

交通費やピッチ使用料等については併用不可ですので、本補助金と他の団体の助成金等のいずれかを選択してください。

なお、他の団体の助成金等が本補助金と重複して利用可能かどうかについては、同助成団体へも確認をお願いします。

Q 5 合宿参加人数が多いため、Jヴィレッジ以外の宿泊施設に分散して宿泊する場合は対象になるか。

A 5 申請事務局が指定する宿泊先を利用する場合に限り、補助対象となりますので、Jヴィレッジ以外の宿泊施設を予約する前に申請事務局へご連絡ください。

Q 6 合宿期間中に宿泊施設を変更する場合は対象となるか。

A 6 申請事務局からの指示による宿泊施設の変更に限り、補助対象となります。申請者の都合で変更する場合、変更後の宿泊分は補助対象なりません。

Q 7 合宿期間中にJヴィレッジで開催される大会に参加する場合は、大会期間の宿泊等

**も対象となるか。**

A 7 大会への参加のみを目的として宿泊する場合は対象外となります。

ただし、大会の前後にJヴィレッジにおいて合宿を実施する場合は、大会参加日数を除いた宿泊日が対象となります。

なお、交流活動のうち、複数の学校が集まって交流試合を実施する場合等は、大会とみなしません（対象外とはなりません）。

**Q 8 合宿のための前泊、後泊は対象となるか。**

A 8 合宿を行うための前泊、後泊の宿泊は対象となります。

ただし、Jヴィレッジで開催される大会への参加を目的とした前泊、後泊は対象外となります。

**Q 9 選手以外の監督、コーチ、マネージャー等の宿泊は対象となるか。**

A 9 生徒のうち、マネージャーは対象となります。

また、監督やコーチ、部活動指導員として合宿に参加する方は引率者として対象となります。

なお、保護者の宿泊は対象外となりますので御留意ください。

その他随行が不可欠となる方がいる場合は、事務局にご相談ください。

**Q10 Jヴィレッジでの合宿の前または後に、他の場所で別の合宿をする場合、交通費は補助対象となるか。**

A 10 合宿の前後に他地域にて合宿、遠征、大会参加等をする場合、交通費は満額での補助となりません。満額での補助は高等学校の所在地とJヴィレッジ間を直接、行き来した場合のみとなります。

往路または復路のいずれか一方のみの要件を満たす場合には、一部補助対象となります。

**Q11 往路／復路の途中で「震災伝承施設」の見学を行った場合、交通費は補助対象となるか。**

A 11 補助対象となります。

（例1）往路：学校所在地 →震災伝承施設（見学）→Jヴィレッジ 対象

（例2）復路：Jヴィレッジ→震災伝承施設（見学）→学校所在地 対象

**Q12 ピッチ使用料の補助の上限は。**

A12 一申請あたり3時間が上限となります（3時間を超える使用の場合は自己負担となります）。

なお、3時間を超えて利用した場合や、複数の種類の施設を利用した場合は、最大3時間分まで、任意の利用額を合算して申請することができます。

◆例1：6月1日（土）に天然芝ピッチ（18,000円/h）を5時間利用した。  
→最大3時間分、 $18,000\text{円} \times 3 = 54,000\text{円}$ まで申請可能。

◆例2：6月1日（土）に天然芝ピッチ（18,000円/h）を2時間、  
6月2日（日）に人工芝ピッチ（7,500円/h）を2時間利用した。  
→申請対象とする「3時間分」を任意に選択可能。  
・天然芝2時間+人工芝1時間  
 $= 36,000\text{円} + 7,500\text{円} = 43,500\text{円}$ まで申請可能。

**Q13 ピッチ使用に際しての照明料金は補助対象となるのか。**

A13 照明料金は補助対象となりません。

**Q14 交流活動とはどのような活動が対象となるのか。**

A14 「震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局）が認定する『震災伝承施設』の第3分類のうち、福島県内に所在する施設（※）の見学」または「高等学校（県外を含む）との交流試合」のいずれかを指します。

（※）対象となる「震災伝承施設」は以下のとおりです。

- ①アクアマリンふくしま
- ②いわき市ライブいわきミュウじあむ「3.11いわきの東日本大震災展」
- ③いわき市地域防災交流センター 久之浜・大久ふれあい館
- ④相馬市伝承鎮魂祈念館
- ⑤福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」
- ⑥小峰城
- ⑦みんなの交流館 ならはCANVAS
- ⑧いわき震災伝承みらい館
- ⑨東日本大震災・原子力災害伝承館
- ⑩ふたばいんふお
- ⑪震災遺構浪江町立請戸小学校
- ⑫とみおかアーカイブ・ミュージアム
- ⑬Jヴィレッジ

**Q15 見学とする震災伝承施設は指定があるのか。**

A15 A14の条件を満たせば指定はありません。

なお、実績報告書（第4号様式）提出の際に、入場チケットの領収書の写しや料金を支払いが分かるもの（入場無料の施設の場合は集合写真や見学中の写真を5枚程度）を提出いただく必要がありますので、忘れずに記録や保管等をお願いします。

※ 出発地等とJヴィレッジ等の宿泊施設の往復の途中で、食事や休憩、土産物の購入を行うものは施設の見学とみなしません。

※ 申請事務局で見学先の斡旋は行いませんが、ご相談いただければ、申請者の意向を踏まえた施設を推薦いたします。

**Q16 交流活動のうち、「高等学校（県外を含む）との交流試合」の相手となる学校は申請事務局が斡旋をしてくれるのか。**

A16 斡旋は行っておりませんので、申請者にて相手方へのご連絡等をお願いします。

相手の高校等についても、当交付要綱に合致することを前提として、本補助金の対象とすることが可能です（申請は学校ごとに行う必要あり）。

なお、実績報告書（第4号様式）の提出の際に、活動中の写真5枚程度のほか、所在地出発～合宿期間～所在地帰着までの結果が分かる資料を提出いただく必要がありますので、忘れずに記録や保管をお願いします。

## 2 申請について

### Q 1 申請受付期間はいつからいつまでか。

A 1 令和6年4月1日(月)から令和7年3月3日(月)まで(申請事務局必着)となります(消印日ではありません)。

※ 事業予算額を超える申込みがあった場合は、上記期間内であっても受付を終了します。

また、当要因以外でも事業の停止や補助要件を変更する場合があります。

これらの状況については、申請事務局のホームページにてご確認ください。

### Q 2 申請受付は先着順か。

A 2 申請書が届いた順に内容の審査を行います。申請内容に不備が無くなり次第、受付を行います。

なお、申請書の提出前に、必ず申請事務局にJヴィレッジの宿泊施設とピッチの空き状況を確認してください。

※ 申請書の記載内容の不備や添付書類の不足があった場合は、修正した申請書類や追加の添付書類等が提出され、申請内容に不備が無くなった時点で受付をします。申請書類の修正や添付書類の追加等に対応できるように、期日に余裕を持って申請してください。

### Q 3 交付決定後に合宿の実施内容などの変更はできるか。

A 3 以下をご参照ください。

○ 宿泊人数や宿泊日数の変更により、補助金の額を増額または20%を超える減額となる場合

→ 変更交付申請書(第2号様式)を提出してください。

○ 宿泊人数や宿泊日数の変更により、補助金の額が減額となり、かつ減額の割合が変更前の交付決定額の20%以下の場合

→ 変更交付申請書の提出は必要ありません。

#### ◆例

① 補助金申請額が増加する場合

変更前が20万円、変更後が21万円の場合(増額)

→ 変更交付申請書の提出が必要

② 補助金申請額が減少する場合

・変更前の交付決定額の20%を超えて減額をする場合

変更前が10万円、変更後が7万円の場合(30%の減額)

→ 変更交付申請書の提出が必要

・変更前の交付決定額の20%以下の減額をする場合

変更前が10万円、変更後が8万円の場合(20%ちょうどの減額)

→ 変更交付申請書の提出は不要

- 交流活動について、「震災伝承施設見学」から「交流試合」へ変更する場合または「交流試合」から「震災伝承施設見学」へ変更する場合
  - 変更交付申請書（第2号様式）を提出してください。なお、事前に見学先とアポイント等を取得している場合は補助事業者にてキャンセル等の手続をしてください。
- 交流活動のうち「震災伝承施設見学」について、訪問先を変更する場合、または「交流試合」の相手校を変更する場合
  - 変更交付申請書の提出は必要ありませんが、事前に見学先とアポイント等を取得している場合は補助事業者にてキャンセル等の手続をしてください。

**Q 4 交付決定後に、合宿を中止する場合はどうすればよいか。**

- A 4 中止承認申請書（様式第3号）を提出してください。  
なお、Jヴィレッジ所定のキャンセル料が発生した場合は、申請者にてお支払いください（キャンセル料は補助対象外です）。

**Q 5 交付決定後に、新型コロナウイルスの感染拡大などにより合宿を中止した場合、宿泊施設等のキャンセル料金は補助金の対象となるか。**

- A 5 新型コロナウイルスの感染拡大のほか、災害等によりやむを得ず合宿を中止した場合であっても、宿泊施設のキャンセル料金は補助金の対象となりません。

**Q 6 補助金振込口座を変更する場合はどうすればよいか。**

- A 6 所定の手続きがありますので、申請事務局へご連絡ください。

### 3 申請等に伴う添付書類について

Q 1 委任状はどのような場合に提出する必要があるか。

A 1 補助金交付申請書（様式第1号）の申請者（団体代表者氏名）と補助金振込口座の口座名義が異なる場合に提出してください。

◆例

申請団体の団体名が「〇〇高校」、代表者職・氏名が「校長 福島 一郎」、  
補助金振込口座名義の「〇〇高校サッカーチーム 会計 郡山 二郎」である場合  
→ 委任状が必要です。

Q 2 振込口座の名義は誰の口座でもよいのか。

A 2 原則として申請団体の口座を利用し、個人口座は利用しないでください。